

市民税·県民税 納税通知書の見方・ポイント

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

市民税・県民税納税通知書は、年間に納める税額や、所得などの内訳を記載したものです。これは、年末調整 や確定申告期間中に申告していただいた内容を基に作成しています。

毎年6月に送付しており、令和4年度の市民税・県民税納税通知書は、6月10日(金)に発送します。 今回は、この納税通知書の見方について解説します。

納税通知書の見方が分かると、申告漏れがないか確認することができるほか、社会保険料の算定根拠となる所 得の内訳や、ふるさと納税をはじめ寄付をした場合の控除額などを確認することができます。

ぜひ、この解説を参考に納税通知書を確認していただき、自身の状況をチェックしてみてください。

納税通知書に同封されているもの

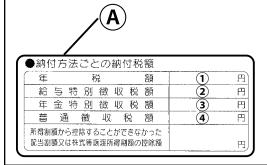
- ■市民税・県民税納税通知書(4枚つづり)
- ■納付書(4枚)
- ※税額が0円の人へは納税通知書を送付しません。
- ※口座振替で納付している人は、納付書が封入されていません
- ※会社に勤めており、市・県民税が給与から引かれている人は、会社から別途通知書が配布されます。

納税通知書 1枚目

727-8501

広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原 太郎 様



令和4 年度 市民税・県民税 納税通知書

あなたの市民税・県民税を本書のとおり決定しましたので、地 方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定 によって通知します。

令和4年6月10日

庄原市長 木山 耕三

◎ 賦課の根拠等については、裏面以降に記載しています。◎ 課税の内容等については、2枚目以降をごらんください。

納期限日までに庄原市指定(収納代理)金融機関等に納めてください。

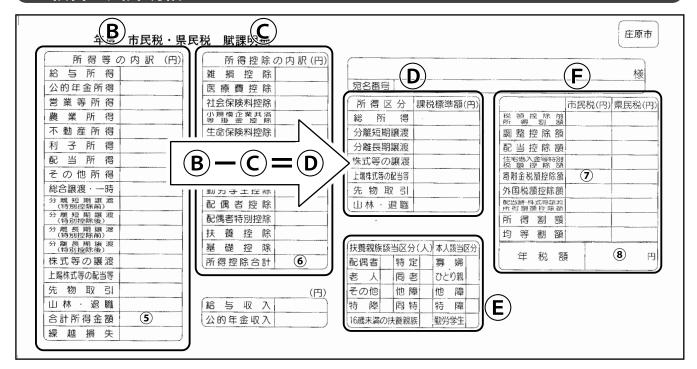
- ※全期前納される場合は、期別納付書(1期~4期)で納付してください。
- ●普通徴収の納付額

期別	充 当 後 納 付 額 (期 別 納 付 額)	納	期	限
第1期	円	令 和	4年6	月30日
第2期	A	令和	4年8	月31日
第3期	円	令 和	4年10	月31日
第4期	円	令和	5年1	月31日

A納付方法ごとの納付税額

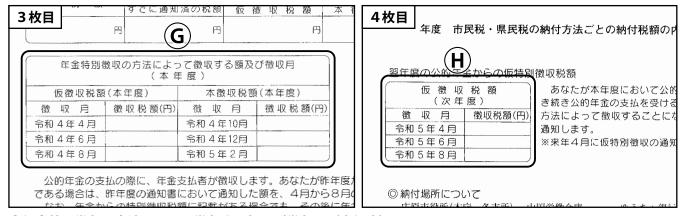
- 1年間に納める市民税・県民税の合計額と、その徴収方法別の内訳金額が記載されています。
- ①年税額 1年間の税額です。(②+③+④の合計金額)
- ②給与特別徴収税額 毎月の給与からの差し引きにより納める税額です。
- **③年金特別徴収** 公的年金からの差し引きにより納める金額です。
- **④普通徴収税額** 納付書または口座振替で納める金額です。

2枚目 賦課明細



- ®所得等の内訳 前年の所得金額が種類ごとに記載されています。合計したものが⑤です。
- **②所得控除の内訳** 所得金額から差し引かれる所得控除額が記載されています。医療費控除額や扶養控除額などが確認できます。合計したものが⑥です。
- **①課税標準額** 所得金額(**®**) から所得控除額(**©**) を差し引いた額が記載されています。この金額が税額を決定する基準になります。
- **⑤扶養親族等・本人該当区分** 扶養親族や控除対象配偶者、本人が該当する区分の内訳が記載されています。該当する区分に「*|または人数が記載されます。
- ●税額の内訳 課税標準額(⑩)を基に算出した税金の合計金額や、そこから差し引かれる控除額が記載されています。ふるさと納税などの寄付による控除額が⑦に、自身が納める年間の税額が®に記載されています。

3・4枚目 納付税額の内訳 1・2



⑥年金特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月(本年度)

公的年金から差し引かれる税額が徴収月ごとに記載されています。

田仮徴収税額(次年度)

次年度の公的年金から差し引かれる税額が徴収月ごとに記載されています。

※「年金振込通知書」の個人住民税額

日本年金機構から、毎年6月に「年金振込通知書」が送付されます。そこに記載される個人住民税は、前年の年金分の税額を基に算出されたものです。そのため、納税通知書に記載されている年金特別徴収税額(③)とは、金額が異なる場合があります。